第１．民事紛争における民事訴訟法の位置付け

総合 3頁

「民事訴訟」は、私人間の権利関係に関する紛争を「強制的」かつ「最終的」に解決する手段である

・訴訟と非訟

(1)　区別

私人間の法律関係に関する裁判：「訴訟事件」と「非訟事件」とがある

①訴訟事件：本来の司法作用（通常の民事訴訟と同義）

②非訟事件：裁判所が行う行政作用

権利義務の存在を前提としてその具体的な法律関係の内容を形成する作用の裁判が非訟事件（最大決昭40.6.30【百選１】）

⇔権利義務の存在自体を確定するのが訴訟事件

非訟事件の例：夫婦の同居を命じる審判（最大決昭40.6.30【百選１】）

短 司H19-54-1

∵　同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定める処分であり、また必要に応じてこれに基づき給付を命ずる処分である

☑　もっとも、両者の区別は絶対的ではない

(2)　非訟事件手続の特徴

非訟手続は、訴訟手続よりも簡略かつ柔軟である

ex.　①手続は原則として非公開

②口頭弁論は不要

③対立する当事者双方に主張立証の機会を与える必要はない（対審原則の不適用）

④厳格な証明も適用されない

→もっとも、憲法32条の「裁判を受ける権利」や憲法82条の「公開原則」との関係が問題となる

夫婦の同居を命じる審判の確定後に、その前提たる同居義務自体については公開の法廷における対審及び判決を求める途が閉ざされているわけではない（最大決昭40.6.30【百選１】）　短 司H19-54-4

∵　非訟事件は権利義務それ自体を確定する趣旨ではない

反対に法律上の実体的な権利義務自体を確定する「固有の司法権の主たる作用」を非訟手続によることは違憲であると解される

cf.　補助参加の許否の裁判は、民事訴訟における付随手続についての裁判であり、純然たる訴訟事件についての裁判に当たるものではないから、即時抗告申立書の副本の送達をせず、反論の機会を与えることなく不利益な判断をしたことが憲法32条に違反するものではない（最決平23.9.30）　短 予R4-32-1